

令和 9 年度公募要領における前年度公募要領からの主な変更点

1. 制度に関すること

(1)「重点推進型」の対象地域・研究テーマ・背景を変更しました。(p.23-24)

今年度	<u>自由で開かれた国際秩序の構築を目指す我が国にとって、SATREPS は重要な外交政策の1つであり、科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえたものです。したがって、JST が公募を行う3分野(4研究領域)において、科学技術イノベーションによる SDGs の達成(STI for SDGs)を更に推進する上で我が国の外交政策上重要な対象地域などをあらかじめ示し、研究提案の募集・採択をする「重点推進型 SATREPS 課題」を設けています。</u>
前年度	なお、JST が公募を行う3分野(4研究領域)において、科学技術イノベーションによる SDGs の達成(STI for SDGs)を更に推進する上でわが国の外交政策上重要な対象地域・研究テーマなどをあらかじめ示し、研究提案の募集・採択をする「重点推進型 SATREPS 課題」を設けています。「 重点推進型 SATREPS 課題 」では、特に、相手国政府が具体的な問題意識を持ち、相手国の STI for SDGs に係るロードマップや開発計画に組み込まれている内容であることを前提とすることで、成果の定着が当該国でよりスムーズに進捗することを期待します。

今年度	令和 9 年度については以下の <u>3つの地域のうちいずれかの場合に</u> 、今回公募を行う「重点推進型 SATREPS 課題」について提案することができます。 ① <u>アフリカ地域</u> ② <u>中南米地域</u> ③ <u>太平洋島嶼国</u>
前年度	令和8年度については以下の2つの条件のうちいずれかを満たす場合に、今回公募を行う「重点推進型 SATREPS 課題」について提案することができます。 ① アフリカ地域及び中南米地域において、気候変動や環境に係る課題への貢献が見込まれるもの。

今年度	<条件設定の背景> <u>【アフリカ地域】</u> <u>・アフリカ開発会議(TICAD)は、日本が 1993 年に開始した、アフリカ開発に関する国際会議であり、アフリカ諸国の「オーナーシップ」と、国際社会による「パートナーシップ」の重要性を一貫して強調しています。</u> <u>・令和 7 年 8 月に開催された TICAD9を契機として、JST は、日本-アフリカ大学交流会議</u>
-----	---

	2025 を開催しました。本会議では、日本とアフリカの各地域を代表する大学関係者が参加し、今後の日アフリカ間における大学・研究機関の連携および研究協力のさらなる進展に向けた議論を行いました。 【中南米地域】 ・2024 年5月、岸田元総理大臣は、ブラジル訪問時の対中南米政策スピーチにおいて、日本と中南米が今後 10 年間にわたり、地球規模課題への対応を含む幅広い分野で連携し、世界を協調へ導くために共に拓くべき「道のり」を示しました。 ・2023 年に、チリとの間で中南米地域における 2 か国目の科学技術協力協定が締結されました。2025 年3月には、石破前総理大臣とルーラ大統領の首脳会談において、「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクション・プラン 2025－2030」が発表され、環境・気候変動、脱炭素、生物多様性、防災等の分野における取組を推進することが示されました。 【太平洋島嶼国】 ・1997 年より日本で開催されている、太平洋・島サミット(PALM)や、2016 年に提唱され、2026 年に進化版が打ち出された「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向けた取組を通じて、太平洋島嶼国との協力関係の強化を目指しています。 ・SATREPS は、PALM10 の認定事業として、令和 6 年 7 月に、「日本と島嶼国地域との科学技術連携について」をテーマとしたスコーピング・ワークショップを開催しました。同ワークショップでは、日本と太平洋島嶼国間での食料・水・再生可能エネルギー・海洋資源・環境・防災等の分野における共同研究の可能性や、人的交流の一層の促進および研究基盤構築の重要性が議論されました。
前年度	<条件設定の背景> 【アフリカ地域】 ・令和 7 年8月 20 日から 22 日まで横浜で開催される TICAD9は、「アフリカと共に革新的な解決策を共創する」を主要なテーマとして打ち出しています。また、TICAD9に先だって開催された 2024 年 TICAD 閣僚会合では、気候変動とそのアフリカへの影響に取り組むための世界的な行動、並びに、水及び環境管理の強化等の重要性が強調されました。 【中南米地域】 ・令和 7 年3月、石破総理大臣は国賓として訪日したルーラ大統領と会談し、「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクション・プラン 2025－2030」を発表したほか、オファー型協力も活用しつつ環境・気候変動対策の取組を推進することを表明しました。また、令和6年5月に岸田前総理大臣は、ブラジル訪問の際の対中南米政策スピーチで、今後 10 年間共に取り組むべき方向性の一つが、環境、気候変動等の人類共通の課題の克服である旨示しました。 【気候変動や環境に係る課題】 ・令和5年に改定された開発協力大綱は、重点政策の一つとして複雑化・深刻化する地

	球規模課題への国際的取組の主導を掲げており、取り組むべき課題の一つとして気候変動・環境をハイライトしています。また、令和5年9月に公表されたオファー型協力は、重点分野の一つを気候変動への対応・GX と定めています。地域のパートナー国の脱炭素化やエネルギー移行への支援や、島嶼国等の脆弱国が気候変動に対し強靱な社会を構築することへの支援を行い、共創によって共通の課題を乗り越えていく観点が重要視されています。
--	--

(2)「重点推進型」の応募方法等を一部変更しました。(p.35-37)

今年度	(削除)
前年度	また、全採択数の内、最大3件程度を「重点推進型 SATREPS 課題」として採択する予定です。

今年度	なお、「重点推進型 SATREPS 課題」に提案する場合は、研究代表者が提出する「様式1 提案書」の1ページ目にある「重点推進型 SATREPS 課題に該当する」のチェックボックスにチェックを入れることが必要です。
前年度	なお、「重点推進型 SATREPS 課題」に提案する場合は、研究代表者が提出する「様式1 提案書」の1ページ目にある「重点推進型 SATREPS 課題として申請する」チェックボックスにチェックを入れるとともに、相手国側研究代表者が提出する ODA 要請書についても「STI for SDGs ロードマップに組み込まれている」又は「国の開発計画に組み込まれている」のいずれかのチェックボックスにチェックが入っていることが必要です。

また、上記変更に伴い、類似の該当部分を更新しております。

2. プログラムの位置づけについて

(1) 本プログラムの政策的位置づけを変更しました(p.10-11)

今年度	「<u>第7期科学技術・イノベーション基本計画</u>」(令和8年3月27日閣議決定)では、<u>気候変動、感染症対策、エネルギー転換、食料安全保障、グローバル・コモンズ(生物多様性・自然資本を含む)の保全といった地球規模課題、さらに国内における地震・津波等の自然災害のリスクや少子高齢化・過疎化といった社会問題等への対応が指摘されています。また同計画では、科学技術外交を国家戦略として位置付け、展開していくことが掲げられています。</u> <u>このため、我が国は、大学や公的研究機関、産業界、さらには諸外国や国際機関と連携・協力し、地球規模課題解決のための研究開発を推進すると共に、得られた成果の</u>
-----	--

	<u>国内外への普及と展開を促進し、国際的な信頼醸成 (Confidence Building) や存在感の向上を図る必要があります。また、同計画「第 6 章 戦略的科学技术外交の推進」においては、グローバル・サウス諸国が抱える社会課題の解決に向けて、科学技术協力等を通じて信頼性の高いイノベーション・エコシステムを共創 (Co-creation) し、双方に裨益する形で持続可能な発展を支援することの重要性が指摘されており、本プログラムはこれを推進するための科学技术協力における代表的取り組みとして位置づけられています。</u> <u>加えて、令和 8 年 3 月に公開された科学技术外交推進会議による提言「戦略的科学技术外交の推進に向けて」においても、海洋・極域、防災、地球規模観測、グローバルヘルス等の日本の強みを活かした社会基盤・地球規模課題領域における研究・協力を、目に見える国際貢献までつなげる実装主導型フラッグシップ事業の形成や、制度設計・標準化・資金動員までつなぐ「実装装置」として再設計し、現地で動く仕組みへの展開の重要性が指摘されています。本プログラムは、こうした展開の基盤となる研究・協力を創出する取組の具体例として言及されています。</u> また、我が国の開発協力政策の基本方針を示す開発協力大綱の改定が、令和5年6月9日に閣議決定され、科学技术を活用した開発協力の方向性については、開発途上国の開発課題への新しい解決策を模索するだけでなく、開発途上国と我が国の学生・研究者の交流・共同研究による国際頭脳循環の促進、双方の科学技术力の向上等の取組を強化するとしており、<u>本プログラムは当該取組を推進する重要な施策の一つです。</u>
前年度	「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)では、第5期科学技術基本計画に引き続き、地球規模で起こるエネルギー・資源・食料等の制約や環境問題、さらに、国内における少子高齢化や地域経済社会の疲弊、自然災害等のリスクが大きな課題として認識されています。 このため具体的には、我が国は、大学や公的研究機関、産業界、さらには諸外国や国際機関と連携・協力し、地球規模課題解決のための研究開発を推進すると共に、得られた成果の国内外への普及と展開を促進し、国際社会の合意形成を先導する必要があります。第 6 期科学技術・イノベーション基本計画の「国際共同研究・国際頭脳循環の推進」でも、新興国及び途上国との「持続可能な開発目標 (SDGs)」を軸とした科学技术協力を進め、中長期的な視野を含めて、科学技术の発展、人材育成、地球規模課題解決等に貢献する、と指摘されており、本プログラムでも SDGs に積極的に対応して国際社会に貢献していく方針です。令和6年5月 16 日に松本外務大臣科学技術顧問及び小谷外務大臣科学技術次席顧問から上川外務大臣に対して手交された「科学技術外交とODA」に係る提言 でも、本プログラムは極めて重要な事業と明記されており、同提言を参考に、日本の強みである科学技術・イノベーションを活かしつつ、科学技術外交を一層推進していくことが重要となっています。 また、我が国の開発協力政策の基本方針を示す開発協力大綱の改定が、令和5年6月

	9日に閣議決定され、科学技術を活用した開発協力の方向性については、開発途上国の開発課題への新しい解決策を模索するだけでなく、開発途上国と我が国の学生・研究者の交流・共同研究による国際頭脳循環の促進、双方の科学技術力の向上等の取組を強化するとしており、本プログラムは右取組の要の一つと位置付けられます。
--	--

3. 研究領域について

(1) 研究領域概要、研究課題の例を一部変更しました。

① 環境・エネルギー分野「地球規模の環境課題の解決に資する研究」領域

・研究概要を下記下線部のとおり変更しました。(p.25)

今年度	これらの課題の解決には、自然科学と人文・社会科学の知を融合させた総合知の構築によって、環境負荷が小さくかつ持続可能な経済・社会システムを構築し、人々への教育・啓発・ <u>利害調整・紛争解決・合意形成に取り組む視点も必要です</u> 。これらの科学研究や取組から得られた知見と経験を継続的に発展させ、世界に向けて広く発信していくことが重要です。 上記を踏まえて、令和9年度の募集対象となる研究課題の例を以下に示します。これら以外であっても上記の趣旨に合致する課題であれば募集対象となります。
前年度	これらの課題の解決には、自然科学と人文・社会科学の知を融合させた総合知の構築によって、環境負荷が小さくかつ持続可能な経済・社会システムを構築し、人々への教育・啓発に取り組む、これらの科学研究や取組から得られた知見と経験を継続的に発展させ、世界に向けて広く発信していくことが重要です。 上記を踏まえて、令和8年度の募集対象となる主な研究課題の例を以下に示します。 ただし、 これら以外であっても上記の趣旨に合致する課題であれば募集対象となります。

・研究課題の例を下記下線部のとおり変更しました。(p.25)

今年度	・水資源の賦存量の把握や将来予測、安全で持続可能な水資源の管理・利活用・処理に関する研究
前年度	・水資源の賦存量の把握や将来予測、安全で持続可能な水資源の管理・利活用・処理に関する研究(関連する事業の能力強化・サービス向上に資する提案、 または水資源を巡る利害調整や合意形成のあり方に関する研究も含む)

※各種の環境課題に関する利害調整、紛争解決、合意形成のあり方に関する研究は水資源に限らないため

② 環境・エネルギー分野「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に資する研究」領域

・研究概要を下記下線部のとおり変更しました。(p.26)

今年度	また、SATREPS と二国間クレジット制度(JCM)事業の連携を通じた、<u>気候変動の緩和</u>に向けた新たな技術開発及び社会実装に向けた成果は、開発途上国における JCM 事業の温室効果ガス削減への貢献にもつながり、日本の削減目標の達成に活用することも期待できます。 上記を踏まえて、令和9年度の募集対象とする主な研究課題の例を以下に示します。ただし、これら以外であっても上記の趣旨に合致する、カーボンニュートラルの<u>今世紀中葉までの実現</u>に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に資する課題であれば募集対象となります。
前年度	また、SATREPS と二国間クレジット制度(JCM)事業の連携を通じた緩和・適応に向けた新たな技術開発及び社会実装に向けた成果は、開発途上国における JCM 事業の温室効果ガス削減への貢献にもつながり、日本の削減目標の達成に活用することも期待できます。 上記を踏まえて、令和8年度の募集対象とする主な研究課題の例を以下に示します。ただし、これら以外であっても上記の趣旨に合致する、カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に資する課題であれば募集対象となります。

・研究課題の例を下記下線部のとおり変更しました。(p.27)

今年度	・カーボンリサイクル・グリーン水素・ブルー水素・アンモニア・メタン等の生成・利用・<u>サプライチェーン構築</u>を促進する研究 ・<u>空調、給湯、照明</u>や生産プロセス等の省エネルギー化に関する研究 ・デジタル技術を活用したスマートシティ、スマートコミュニティ、<u>スマートグリッド</u>、スマート農業、交通輸送網、次世代インフラ等、持続可能な資源循環型社会に関する研究
前年度	・カーボンリサイクル・グリーン水素・ブルー水素・アンモニア・メタン等の生成・利用を促進する研究 ・生産プロセス等の省エネルギー化に関する研究 ・デジタル技術を活用したスマートシティ、スマートコミュニティ、スマート農業、交通輸送網、次世代インフラ等、持続可能な資源循環型社会に関する研究

③ 生物資源分野「生物資源の持続可能な生産と利用に資する研究」

・研究概要を下記下線部のとおり変更しました。(p.22、p.27)

今年度	(<u>生物多様性に基づく持続可能な農林水産業、食料安全保障を支える安定的生産・供給、資源管理と国際枠組を支える社会基盤、健康と持続可能性に貢献する新食資源・技術など、SDGs に貢献する研究</u>)
前年度	(食料安全保障、健康的な食生活、持続可能な農林水産業など SDGs に貢献する研究)

・研究概要を下記のとおりに変更しました。(p.22、p.26)

今年度	地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全し、生物資源を持続的に利用しつつ、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを目的に、国際条約としての生物多様性条約と名古屋議定書及び食料・農業植物遺伝資源条約が定められ、各国で法的整備が進められています。
前年度	地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全し、生物資源を持続的に利用しつつ、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを目的に、国際条約としての生物多様性条約と名古屋議定書及び食料・農業植物遺伝資源条約が定められ、各国で法的整備が進められています。我が国は平成 29 年 8 月に名古屋議定書の締結国となったところであり、今後より一層の国際条約の遵守が求められています。

・研究課題の例を下記下線部のとおり変更しました。(p.28)

今年度	・生物資源の持続的生産及び利用に資する研究(植物・動物・微生物等の資源管理、育種、栽培/繁殖/培養技術、生産・流通システム等) ・生物資源のおかれている環境の整備に関する研究(<u>農作物・家畜等の被害防除、生態系を活用した生産環境の整備等</u>) ・<u>継続的な栄養改善に資する、持続的な生産が可能な新たな食資源(代替たんぱく質食品、細胞性食品等)の生産及び利用、生物利用の環境に関する研究</u>
前年度	・生物資源の持続的生産及び利用に資する研究(植物・動物・海洋生物・微生物等の資源管理、育種、栽培/繁殖/培養技術、生産・流通システム等) ・生物資源のおかれている環境の整備に関する研究(農作物・家畜等の被害防除、グリーンインフラの創出・改善等) ・新たな食資源(代替たんぱく質食品、細胞性食品等)の生産及び利用、生物利用の環境に関する研究

④ 防災分野「持続可能な社会を支える防災・減災に資する研究」

・研究課題の例を下記下線部のとおり変更しました。(p.30)

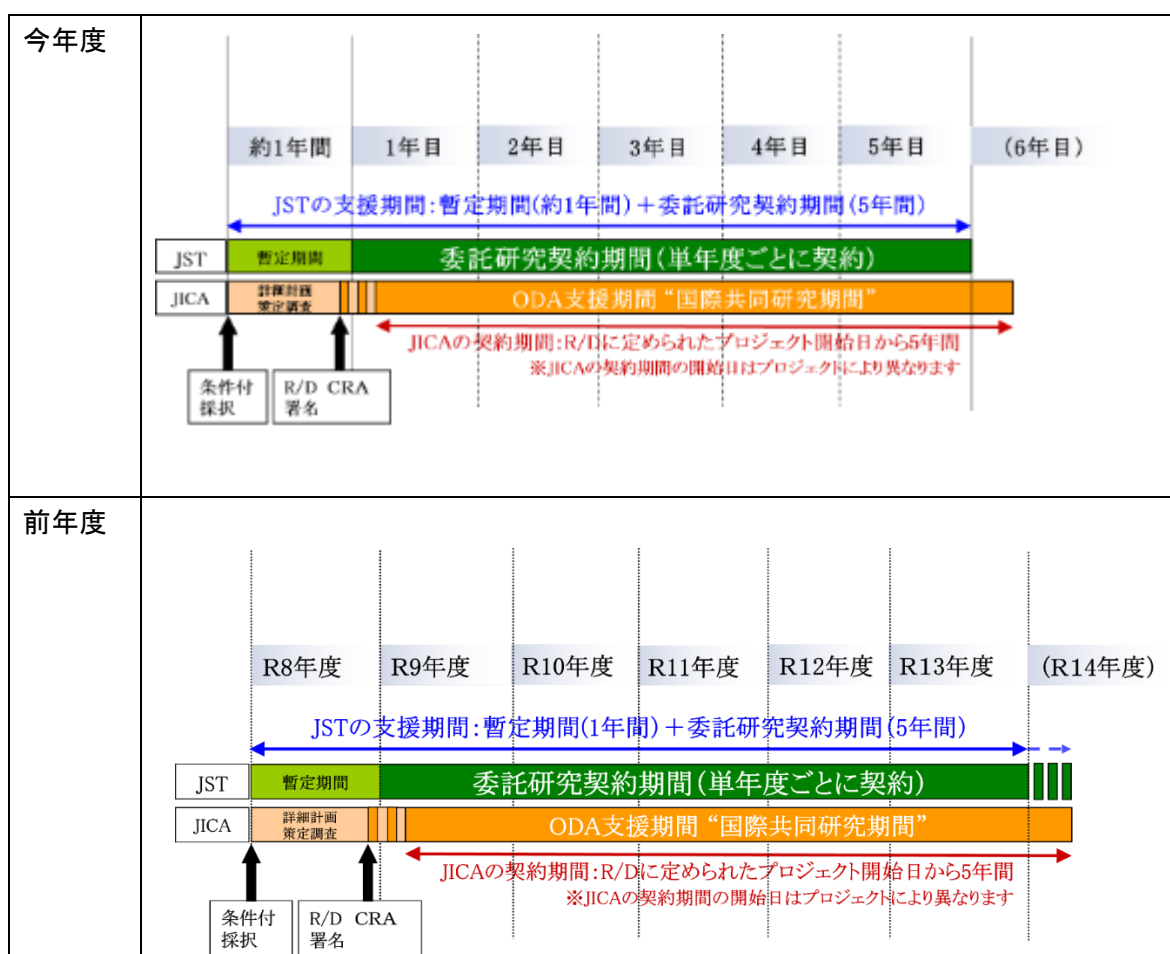
今年度	・災害情報の迅速な収集・分析及び効果的な活用を通じた、地域や都市の防災・減災に資する研究(災害監視衛星、リモートセンシング、UAV、GIS、GNSS、ICT、IoT、ビッグデータ、AI 等のデジタル技術を活用した情報の収集・分析・共有・発信及び意思決定支援技術の開発を含む)
前年度	・災害情報の迅速な収集及び効果的な活用を通じた、地域や都市の防災・減災に資する研究(災害監視衛星、リモートセンシング、UAV、GIS、GNSS、ICT、IoT、ビッグデータ、AI などデジタル技術の利用技術開発を含む)

4. 選考に関すること

(1) 2.4 研究期間

・内容をより詳細に記載しました。(p.32)

今年度	図 3 のとおり、JST の支援期間は暫定期間＋委託研究契約機関(3～5 年間)となります。また、JICA による ODA 支援期間”国際共同研究機関”は R/D に定められたプロジェクト開始日より 3～5 年間となります。 SATREPSでは原則として、研究期間の延長を認めることはできません。JSTとJICAでは、研究課題の進捗状況如何にかかわらず、当初研究期間どおり終了することを原則としています。しかしながら、天災、内乱・戦争等不可抗力により在外研究員を派遣できなかった等の理由により研究課題の進捗が大幅に遅れ、その遅れの取り戻しに努力しているものの、当初の研究期間のままでは所期の成果の達成が困難な状況であるが、JST、JICAによる評価等又は相手国との合同調整委員会による検討の結果、期間を延長することによって所期の成果が生み出される十分な見込みがあると認められる場合には、全体の予算を増加させないことを前提に最大1年間までの延長を認めることがあります。
前年度	国際共同研究の期間(R/Dに記載された技術協力プロジェクトの協力期間)は 3～5 年とします。 図 3 のとおり、条件付採択時に定められた JST 委託研究費予算の範囲内で、R/D に定められた国際共同研究実施の最終年の年度末まで、JST 委託研究費による日本側での研究終了時期を延長し、JST の委託研究期間を長くとることができます(ただしこの場合も、JICA 事業経費については、原則 R/Dに記載の協力期間を超えて措置することはできません)。



(2) 2.5 研究費

- ・「2.5.1 JST 委託研究費及び JICA 事業経費」の内容を修正しました。(p.33)

今年度	予算成立の状況等により研究費についても変更・調整が必要となる場合があります(特に年間 3,500 万円を超過する場合に、その超過の割合に応じて変更・調整の内容が変更される場合があります)。
前年度	予算成立の状況等により研究費についても変更・調整が必要となる場合があります。

今年度	1 案件(ODA の観点からは SATREPS プロジェクトを「案件」と呼んでいます)当たり JICA 事業契約経費の上限は、 <u>業務調整員を JICA から派遣する場合で、協力期間 5 年間の場合で 3 億円、4年間の場合で2.4億円、3年間の場合で1.8億円となります。</u> (一般管理費の支給を伴うケースについては、「プロジェクト実施の手引き(間接経費有り)」を参照ください。)
前年度	1 案件(ODA の観点からは SATREPS プロジェクトを「案件」と呼んでいます)当たり JICA 事業契約経費の上限は、間接費支給を伴わない場合(業務調整員を JICA から派遣する場合)で、協力期間 5 年間の場合で 3 億円、4年間の場合で2.4億円、3年間の場合

	で 1.8 億円となります。(間接費支給を伴うケースについては、「プロジェクト実施の手引き(間接経費有り)」を参照ください。)
--	---

- ・「2.5.2 JST と JICA の経費の執行区分」を事務処理説明書に従い修正しました。(p.34)

今年度	*1 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。 <u>第三国出張は主に国際学会、シンポジウム、国際会議での成果発表や、プロジェクトの成果を第三国に横展開する取り組みを対象とします。渡航予定及び活動内容は期首に提出いただく年次研究計画書に記載の上で、JST に事前にご相談ください。年次研究計画書提出後に出張が予定された場合には、速やかに JST に事前にご相談ください。</u>
前年度	*1 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。

(3) 2.6 採択予定課題数

- ・課題形成調査(FS 調査)について追記しました。(p35-36)

今年度	採択予定課題数は、令和9年度政府予算により変動します。また、課題形成調査※として数件程度、選定する可能性があります。 <u>※課題形成調査について</u> ・<u>採択されなかった提案課題のうち、未採択あるいは採択の少ない国の提案課題や優れた研究テーマの提案課題などであって、一定の予備調査等を行うことにより次年度以降の課題提案に顕著な向上が期待されると推進委員会により選定された課題を対象とし、現地調査を含む予備調査等の実施に係る経費を支援するものです。</u> ・<u>選定にあたっては研究代表者が若手研究者であることや、共同研究相手国の適切な地域バランス(採択課題が同一の国や地域に過度に集中しないこと等)に資すること、重点推進型 SATREPS に該当することを重視します。</u> ・<u>課題形成調査の実施にあたっては次年度又は次々年度に SATREPS へ再応募することを条件としますが、その際には他の研究提案と同様に選考を行い、優先的な取扱いはありません。</u> ・<u>課題形成調査に直接応募することはできません。</u> ・<u>課題形成調査については、実施者名等を採択課題同様にホームページ等において公開します。また、研究倫理教育に関するプログラムを受講・修了していただきます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に eAPRIN の指定単元等、指定のプログラムまたは教材を修了している場合を除きます)。詳細は、「5.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。</u>
前年度	採択予定課題数は、令和8年度政府予算により変動します。また、課題形成調査※として数件程度、選定する可能性があります。また、全採択数の内、最大3件程度を「重点推進型 SATREPS 課題」として採択する予定です。 ※課題形成調査とは、採択されなかった提案課題のうち、未採択あるいは採択の少な

	い国の提案課題や優れた研究テーマの提案課題などであって、一定の予備調査等を行うことにより次年度以降の課題提案に顕著な向上が期待されると推進委員会により選定された課題を対象とし、予備調査等の実施に係る経費を支援するものです。なお、次年度以降の選考において本調査課題について優先的な取扱いはありません。
--	---

(4) 2.7 応募要件

- ・「2.7.1 研究代表者(応募者)」の内容を修正しました。(p.36)

今年度	・実施中の SATREPS プロジェクトの研究代表者は、原則として応募できません。既存プロジェクトの JST 委託研究期間および JICA 国際共同研究期間と、新規提案における暫定期間が重複しない場合に限り提案を受け付けます。
前年度	記載なし。

5. 合意文書について

(1) 3.7 採択(条件付含む)された後の研究機関等の責務等

- ・ m の内容を修正しました。(p.54-55)

今年度	m.(中略)CRA は、討議議事録や、日本側研究機関と JST との間で締結する委託研究契約書、日本側研究機関と JICA との間で締結される取極め・事業契約と整合するよう留意してください。
前年度	m.(中略)R/D の内容と平仄を合わせるため、合意文書の取り交わしは、JICA が相手国側研究機関と R/D の署名をする時期に合わせることを適切です。なお、国内の研究体制に含まれる全ての研究参加者は、研究代表者所属機関が取り交わした合意文書を遵守する必要があります。

6. ODA による技術協力について

(1) 4.1 政府開発援助(ODA)とは

- ・開発協力の意義を新たに追記しました。(p.58)

今年度	開発協力は自由で開かれた国際秩序の構築を目指す我が国にとって外交政策の最も重要なツールの1つであり、これまでに開発途上国との協力関係の強化に大きく貢献してきました。
前年度	(記載なし)

(2) 4.2 技術協力とは

・SATREPS の位置づけを微修正しました。(p.58)

今年度	<u>SATREPS は、日本側研究機関と相手国側研究機関との共同研究をこの技術協力プロジェクトの枠組みで実施するものです。両国の研究機関の共同研究を通じ、日本の技術、技能や知識を開発途上国に移転することで、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに寄与するだけでなく、我が国の科学技術力の向上や研究者の育成にも貢献することが期待されます。</u>
前年度	JICA において地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)は、日本側研究機関と相手国側研究機関との共同研究をこの技術協力プロジェクトの枠組みで実施するものであり、ODA 事業として日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに寄与することが期待されます。

(3) 4.3 技術協力プロジェクトとして重視されるポイント

・重視するポイントを詳細に記載しました。(p.59-61)

今年度	4. 社会実装 ・事業の期間中及び終了後に実施する、社会実装に向けた活動計画(内容、時期と期間、予算、体制、手段、実現の目途等)が妥当か。<u>国際頭脳循環の促進が図られるか(社会実装に係る政策・社会状況や市場性も含めて配慮されているか)。</u> 5. 相手国側研究機関の準備状況 ・本事業の実施に必要な相手国側研究機関の負担事項(インフラ整備、予算確保、必要な機関の巻き込み)の担保状況あるいはその見通しが十分であるか。<u>導入資機材の維持管理体制・費用等の見通しが妥当か(維持管理の担い手、保守体制、維持費の手当て等)。</u> ・<u>研究・調査の実施に影響する規制・許認可等にも配慮されているか。</u>
前年度	4. 社会実装 ・事業の期間中及び終了後に実施する、社会実装に向けた活動計画(内容、時期と期間、予算、体制、手段、実現の目途等)が妥当か。国際頭脳循環の促進が図られるか。 5. 相手国側研究機関の準備状況 ・本事業の実施に必要な相手国側研究機関の負担事項(インフラ整備、予算確保、必要な機関の巻き込み)の担保状況あるいはその見通しが十分であるか。

今年度	<u>なお、以下要件のいずれかに該当するような場合について、ODA 事業として不適切と</u>
-----	---

	<u>判断されます。</u> <u>(ア)相手国での活動地域に治安上の問題、または外交上の懸念等があり実施不可能なもの</u> <u>(イ)ODA 事業の側面を持つ SATREPS を実施する上で重大な懸念事項があるもの</u> <u>(ウ)途上国政府の開発政策に相反するもの、資機材の継続利用が見込めないなど ODA 事業として不適切なもの</u>
前年度	記載なし。

今年度	・<u>JICA では 2023 年 10 月に「JICA サステナビリティ方針」を公表し、気候変動対策として全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等、JICA のサステナビリティ推進に関する中長期的な目標と取り組みの方向性を示しています。応募に際しては、同方針に定める目標にも留意下さい。</u>
前年度	記載なし。

今年度	・<u>応募時に提出いただく機材リストの記載内容は審査結果に影響する重要な情報となります。応募時点で計画している導入機材、パイロットプラント等の施設建設について、漏れなく記載してください。採択後の実施段階において、記載内容からの変更または追加は認められないことがあります。</u>
前年度	記載なし。

(4) 4.7 技術協力プロジェクト開始後の流れ

・「4.7.4 事業契約書」の内容を修正しました。(p.66-69)

今年度	1 プロジェクト当たりの経費は、<u>JICA 調整員有の場合は最大 5 年間で 3 億円、JICA 調整員無の場合は、最大 5 年間で 3.5 億円が上限です。</u>
前年度	1 プロジェクト当たりの経費は、間接経費が無い場合は最大 5 年間で 3 億円、間接経費が有る場合は、最大 5 年間で 3.5 億円が上限です。なおこの 3 億円 (3.5 億円)の一部には、JICA が直接執行する経費があります(「手引き」に詳細記述)ので、研究代表者所属機関が管理する事業契約金額と JICA が直接執行する費用を併せての上限であることに留意してください。

今年度	表3 ②現地での研究に必要な経費 <u>現地での研究に必要な経費等(100 万円未満の物品購入、ローカルコンサルタント備上、日本側研究者の現地移動費等)。</u>
前年度	②現地での研究に必要な経費 現地での研究に必要な経費等(物品購入、ローカルコンサルタント備上、日本側研究者の現地旅費・移動交通費等)。

今年度	なお、競争性を有しない特命随意契約を伴う再委託契約を締結する場合は、研究代表者及び共同研究者との利益相反の有無を事前するとともに、特に民間企業等と競争性を有しない特命随意契約を行う場合は、提案書の様式 9 にて申告し、必ず再委託契約締結前に JICA の事前確認を得てください。<u>なお、JICA が被検査機関として対応する国の会計検査においては、機材購入等を含む支出について、プロジェクト終了後に確認・照会が行われる場合があります。</u> <u>このため、研究代表機関や研究代表者においては、適切な業者選定理由や利益排除の考え方等について、合理的な範囲で説明・資料提供等の協力を行うことが求められます。</u>
前年度	なお、競争性を有しない特命随意契約を伴う再委託契約を締結する場合は、研究代表者及び共同研究者との利益相反の有無を事前するとともに、特に民間企業等と競争性を有しない特命随意契約を行う場合は、提案書の様式 9 にて申告し、必ず再委託契約締結前に JICA の事前確認を得てください。

(5) 4.8 機材調達・機材供与について

・内容をより詳細に記載しました。(p.71-72)

今年度	供与機材とは、相手国政府からの要請に基づき相手国に譲渡され、研究機関に設置される機材又は施設整備のための資機材です。当該機材は原則、研究機関が本邦又は現地で調達の上、相手国側に供与します。JICA が実施している技術協力事業においては、機材引渡し後の相手国側の維持管理の容易さや、調達手続きの迅速性を踏まえ、現地調達を原則としています。 しかしながら、SATREPS においては<u>高度な実験機材や特殊仕様の機材が多く、現地調達が困難な場合が少なくありません。</u>その場合、日本国内で機材を調達し、相手国に輸送することになります。この本邦調達を実施する際には、機材の輸出にあたり、安全保障貿易管理に係る手続きを確実に実施し、<u>該当するものは輸出前には JICA からの承認を得る必要があります。</u>さらに、<u>機材仕様の確定と入札の実施など、機材の現地の納品までに相当の時間や調整を要することから、現地への到着遅延の防止や免税措置、相手国側の引渡時期による損害保険の付与等、相手国側含めて調整する必要があります。</u>加えて、プロジェクト終了後に相手国側研究機関が引続き供与機材を活用できるよう、相手国側研究機関における機材取扱い、<u>カウンターパートの配置と技術水準、機材維持管理に係るコスト負担、スペアパーツ等の調達可能性（現地代理店の所在等）等の点も含め、研究代表機関は、適切な供与機材内容の設定と調達方法を対外的に説明できる手続きを行うことが求められています。</u>特に研究計画で<u>ドローンや通信機器等(※)の供与を計画されている場合は、金額に関わらずすべて供与機材・</u>
-----	---

	<u>持ち込み機材リスト(様式 2)に記載して下さい。また、法令等の規制によって、機材調達や現地への輸送が不可となった事例もありますので、供与機材を検討するには「プロジェクト実施の手引き」7-1(1)「機材調達における留意事項」を必ず参照ください。</u> <u>なお、収集データ転送先等の機能付製品を選定している場合は、ODA 供与の妥当性等につき、外務省を通じた JICA の承認が必要となります。</u> ODA 技術協力の機材供与の原則を背景に、安全保障貿易管理の方針に則し、供与機材を購入から輸送、据付まで責任をもって実施する体制が研究代表機関に整っているか等を JICA は事前に確認する必要があります。<u>そのため、ドローンや通信機器等(※)および 200 万円以上のすべての機材供与・持ち込み、3,000 万円以上の施設の建設・改修等を計画している提案については、提案時に、供与機材・持ち込み機材リスト(様式 2)および施設建設・改修計画の概要を必ず作成・提出してください。</u>安全保障貿易管理については、P90 5.1「安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)」を参照ください。 <u>※暗号機能付き通信機器、衛星・無線通信機器、通信インフラ機器、高度通信信号処理装置及びこれらに該当する完成品、モジュール、部品</u>
前年度	供与機材とは、相手国政府からの要請に基づき相手国に譲渡され、研究機関に設置される機材又は施設整備のための資機材です。当該機材は原則、研究機関が本邦又は現地で調達の上、相手国側に供与されます。JICA が実施している技術協力事業においては、機材引渡し後の相手国側の維持管理の容易さや、調達手続きの迅速性を踏まえ、現地調達を原則としています。 しかしながら、SATREPS においては高度な機材や特殊な仕様の機材が多く、現地調達が困難な場合が少なくありません。その場合、日本国内で機材を調達し、相手国に輸送することになります。この本邦調達を実施する際には、機材の輸出にあたり、安全保障貿易管理に係る手続きをより慎重に実施する必要があること、また、機材仕様の確定までに相当の時間や調整を要することから、現地への到着遅延の防止に十分留意する必要があります。さらに、プロジェクト終了後に相手国側研究機関が引続き供与機材を活用できるよう、相手国側研究機関における機材取扱い者の配置と技術水準、機材維持管理に係るコスト負担、スペアパーツ等の調達可能性(現地代理店の所在等)等の点も含め、包括的に検討した上で、適切な供与機材内容の設定と調達方法を検討することが重要です。 これら ODA 技術協力の機材供与の原則を背景に、安全保障貿易管理の方針に則し、供与機材を購入から輸送、据付まで責任をもって実施する体制が研究代表機関に整っているか等を JICA は事前に確認する必要があります。 加えて、詳細計画策定調査時には、研究代表機関の適切な機材仕様書の作成と、相手国側への譲渡後のトラブル防止のため、JICA が経費を支出する「機材調達支援」団

	員の配置を検討するよう案内しております。詳細については、JICA のウェブサイトに掲載している、前述の「SATREPS プロジェクト実施の手引き」を参照ください。
--	---

(6) 4.10 ODA に関する問合せ先

・「4.10.3 ODA・技術協力の概要に関する参照ウェブサイト」を修正しました。(p.76)

今年度	<u>＜JICA の協力事業におけるジェンダー主流化について＞</u> <u>JICA 事業では、案件形成時にジェンダー課題や女性のニーズを調査・分析し、その結果を事業内容に反映する「ジェンダー主流化」を推進しています。</u> <u>SATREPS においても、JICA から研究代表者へ事前にご相談差し上げたのち、採択後の詳細計画策定調査の際に、研究代表者の協力を得て、JICA が以下の事項について実施します。</u> ・<u>事業に関連するジェンダー課題や女性のニーズを調査・分析すること。</u> ・<u>分析結果を踏まえた具体的な取組を検討し、先方政府・実施機関と合意した内容を合意文書に記載すること。</u> ・<u>上記取組の実施状況や成果を確認するための指標を設定し、先方政府・実施機関と合意すること。</u> <u>上記で合意された内容の実施については、SATREPS の事業の一部として研究代表者に実施を担っていただきます。</u> <u>ジェンダー主流化の進め方は、JICA「ジェンダー主流化のための手引き」を参考にしてください。</u> <u>○「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き」</u> https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.htm <u>また、詳細計画策定調査におけるジェンダー分析の観点や具体的な確認事項については、採択後に別途ご案内します。</u>
前年度	記載なし。

7. その他

(1) 5.1 生成 AI の利用について

・AI 利用にあたるリスク対応について追記しました。(p.80)

(2) 5.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

・「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」について追記しました。(p.85)

(3) 5.8 府省共通経費取扱区分表について

- ・バイアウト制の導入および PI 人件費の支出に係る文書を追記しました。(p90-91)

(4) 5.12 研究設備・機器の共用促進について

- ・研究設備・機器の戦略的整備・共用促進について追記しました。(p.92-93)

(5) 5.15 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

- ・科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組について記載しました。(p.95-96)

(6) 5.18 URA 等のマネジメント人材の確保について

- ・「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」を踏まえ、URA 等の安定的な確保・育成に関する記載を追記しました。(p.96-97)

(7) 5.19「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」等に基づく産学官共創システムの構築について

産学官連携マネジメント改革及び知財ガバナンスの推進に関する記載を追記しました。(p. 97-98)

(8) 5.24 ライフサイエンス分野のデータ公開について

ライフサイエンス分野におけるデータ共有・利活用促進に関する記載を追記しました。(p. 107)

(9) 5.29 技術職員の活躍促進について

技術職員の組織的・戦略的な確保・育成及び活躍促進に関する記載を追記しました。(p. 109-110)

8. 対象となる国(共同研究相手国) (p138)

- ・ギニアビサウ共和国、セーシェル共和国が対象から外れました。

9. 提案書様式

(1) 様式 1 提案書

- ・記載ガイドを青字に変更し、作成後は削除いただくよう追記しました。(p.140、ほか)

今年度	<u>・作成後青字の記載ガイドは削除してください。(本ガイドも削除してください。)</u>
前年度	記載なし。

(2) 様式 2 研究課題構想

- ・実施体制概念図の例を変更しました。(p.142)

- ・成果目標シートを廃止し、「最上位目標」「上位目標」「プロジェクト目標」「成果の波及効果」を本文中に記載する形に変更しました。(p.144)

今年度	<u>(1-a)最上位目標</u> <u>・当該プロジェクトが最終的に目指すもの(プロジェクト終了後 5－10 年で実現することを想定)を 60 文字以内で記載ください。</u> <u>(1-b)上位目標</u> <u>・最上位目標へ進むためのステップを 60 文字以内で記載ください。</u> <u>(1-c)プロジェクト目標</u> <u>・プロジェクトで得る知見、開発する技術・材料・システムないし提言など(研究期間内で達成すべきもの)を 60 文字以内で記載ください。</u> <u>(2)成果の波及効果</u> <u>・プロジェクト成果の波及効果について、下記をそれぞれ箇条書きで記載してください(各項目について、箇条書きは最大 4 つまで)。各項目で記載すべき波及効果が無い場合は、“該当なし”としてください。なお、成果の波及効果は、主に我が国への貢献について記載いただくため、その記載内容は、相手国側と調整する必要はありません。</u> <u>(2-a)日本政府、社会、産業への貢献</u> <u>(2-b)科学技術の発展</u> <u>(2-c)知財の獲得、国際標準化の推進、遺伝資源へのアクセス等</u> <u>(2-d)世界で活躍できる日本人人材の育成</u> <u>(2-e)技術及び人的ネットワークの構築</u> <u>(2-f)成果物(提言書、論文、プログラム、マニュアル、データなど)</u>
-----	--

	なお、本提案書提出時点では作成の必要はありませんが、採択された場合、成果目標シートの作成をお願いいたしますので、ご協力をお願いいたします。本項目の作成例としてもご活用ください。 https://www.jst.go.jp/global/koubo/index.html																						
前年度	成果目標シート(作成例) <table border="1"> <tr> <td>研究課題名</td><td>■●●●●の森林における火災と炭素管理</td></tr> <tr> <td>研究代表者名(所属機関)</td><td>■●●●●(■●●大学 ■●●研究科 准教授)</td></tr> <tr> <td>研究期間</td><td>R8採択(令和8年5月1日～令和●年3月31日)</td></tr> <tr> <td>相手国名/主要相手国研究機関</td><td>■●●●●共和国/■●●●●国家環境省、■●●●●大学、航空宇宙研究所、生物科学院、森林開発研究所</td></tr> <tr> <td>関連するSDGs</td><td>目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する</td></tr> </table> 成果の波及効果 <table border="1"> <tr> <td>日本政府、社会、産業への貢献</td><td>・地球規模の気候変動枠組みへの活用 ・日本企業による成果の事業化</td></tr> <tr> <td>科学技術の発展</td><td>・熱帯林の保全(生態系・生物多様性の保全) ・今後の後継機(Hyper)へのフィードバック</td></tr> <tr> <td>知財の獲得、国際標準化の推進、通信資源へのアクセス等</td><td>・衛星を利用した〇〇検知システム ・炭素量評価用機器 ・止水堰の開発、森林修復方法 ・泥炭分解微生物、強酸性環境下で生育可能な植物等のサンプル</td></tr> <tr> <td>世界で活躍できる日本人人材の育成</td><td>・国際的に活躍可能な日本側の若手研究者の育成(国際会議への指導力、レビュー付雑誌への論文掲載など)</td></tr> <tr> <td>技術及び人的ネットワークの構築</td><td>・〇〇に関するネットワークの構築 ・△△維持管理体制の確立</td></tr> <tr> <td>成果物(報告書、論文、プログラム、マニュアル、データなど)</td><td>・衛星を利用した〇〇検知システム ・熱帯泥炭地における炭素収支、炭素動態の解明 ・水挙動メカニズムの解明</td></tr> </table> 最上位目標 泥炭地からの温室効果ガス排出量が1/3から1/5に削減され、日本のクレジットとしてカウントされる。 上位目標 相手国内の政策に採用されるとともに国際的なルール作りや二国間カーボンオフセットメカニズムに活用される。 プロジェクト目標 泥炭地からの炭素排出量が現状の1/3～1/5となる炭素管理手法の開発と中央・地方政府・地域コミュニティへの提案。	研究課題名	■●●●●の森林における火災と炭素管理	研究代表者名(所属機関)	■●●●●(■●●大学 ■●●研究科 准教授)	研究期間	R8採択(令和8年5月1日～令和●年3月31日)	相手国名/主要相手国研究機関	■●●●●共和国/■●●●●国家環境省、■●●●●大学、航空宇宙研究所、生物科学院、森林開発研究所	関連するSDGs	目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する	日本政府、社会、産業への貢献	・地球規模の気候変動枠組みへの活用 ・日本企業による成果の事業化	科学技術の発展	・熱帯林の保全(生態系・生物多様性の保全) ・今後の後継機(Hyper)へのフィードバック	知財の獲得、国際標準化の推進、通信資源へのアクセス等	・衛星を利用した〇〇検知システム ・炭素量評価用機器 ・止水堰の開発、森林修復方法 ・泥炭分解微生物、強酸性環境下で生育可能な植物等のサンプル	世界で活躍できる日本人人材の育成	・国際的に活躍可能な日本側の若手研究者の育成(国際会議への指導力、レビュー付雑誌への論文掲載など)	技術及び人的ネットワークの構築	・〇〇に関するネットワークの構築 ・△△維持管理体制の確立	成果物(報告書、論文、プログラム、マニュアル、データなど)	・衛星を利用した〇〇検知システム ・熱帯泥炭地における炭素収支、炭素動態の解明 ・水挙動メカニズムの解明
研究課題名	■●●●●の森林における火災と炭素管理																						
研究代表者名(所属機関)	■●●●●(■●●大学 ■●●研究科 准教授)																						
研究期間	R8採択(令和8年5月1日～令和●年3月31日)																						
相手国名/主要相手国研究機関	■●●●●共和国/■●●●●国家環境省、■●●●●大学、航空宇宙研究所、生物科学院、森林開発研究所																						
関連するSDGs	目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する																						
日本政府、社会、産業への貢献	・地球規模の気候変動枠組みへの活用 ・日本企業による成果の事業化																						
科学技術の発展	・熱帯林の保全(生態系・生物多様性の保全) ・今後の後継機(Hyper)へのフィードバック																						
知財の獲得、国際標準化の推進、通信資源へのアクセス等	・衛星を利用した〇〇検知システム ・炭素量評価用機器 ・止水堰の開発、森林修復方法 ・泥炭分解微生物、強酸性環境下で生育可能な植物等のサンプル																						
世界で活躍できる日本人人材の育成	・国際的に活躍可能な日本側の若手研究者の育成(国際会議への指導力、レビュー付雑誌への論文掲載など)																						
技術及び人的ネットワークの構築	・〇〇に関するネットワークの構築 ・△△維持管理体制の確立																						
成果物(報告書、論文、プログラム、マニュアル、データなど)	・衛星を利用した〇〇検知システム ・熱帯泥炭地における炭素収支、炭素動態の解明 ・水挙動メカニズムの解明																						

・「6. 研究計画とその進め方」の進捗表をガントチャートに変更しました。(p.146)

・「6. 研究計画とその進め方」に相手国へ供与予定の機材・持込み機材リストを新設しました。(p.148)

・「(7)過去の提案から改善した点」を修正しました。(p.149)

今年度	(7)過去の提案からの<u>変更点</u>(該当する場合のみ記載) ・過去に類似の提案を行っている場合、<u>過去の提案からの変更点</u>について記載ください。なお、本欄の記載は提案内容の理解の参考とするものであり、<u>変更の有無自体を評価するためのものではありません。</u>
前年度	(7)過去の提案から改善した点(該当する場合のみ記載) ・過去に類似の提案を行っている場合、今回の提案で改善した点について記載ください。

(3) 様式 3 日本側研究実施体制

・「1. 日本側研究チームの研究参加者リスト」について、委託研究契約を締結するグループごとに区分して記載する形式に変更しました。(p.151)

- ・「1. 日本側研究チームの研究参加者リスト」の注釈を下記のとおり修正しました。(p.151)

今年度	<u>日本側研究チーム全体の若手(35歳以下)人数：名 割合(人数比)：%</u> <u>※主たる共同研究者の数に応じ、表を追加してください。</u> <u>*1 JST との委託研究契約を予定している主たる共同研究者は、委託研究契約までに研究者番号を取得してください。</u> (中略) <u>*3 応募段階で確定していない研究者について、研究者 A 等で記載することが可能です。その場合、研究者番号、所属機関また現在の役職等に関しては空欄としていただいても結構ですが、その他(年齢、エフォート、担当する研究の概要)についてはそのポストに想定される条件として記載してください。なお、研究員 A 等はあくまで想定であるため、若手(35歳以下)人数および割合(人数比)には含めないでください。</u>
前年度	<u>*1 e-Rad に登録している研究者番号があればご記入ください。なお、JST との委託研究契約を予定している主たる共同研究者は、委託研究契約までに研究者番号を取得してください。</u> (中略) <u>*3 応募段階で確定していない研究者について、研究者 A 等で記載することが可能です。その場合、研究者番号、所属機関また現在の役職等に関しては空欄としていただいても結構ですが、その他(年齢、エフォート、担当する研究の概要)についてはそのポストに想定される条件として記載してください。</u>

- ・「2. 日本側研究代表者」から、研究者番号、所属機関コード、住所、FAX 番号を削除しました。(p.153-154)

(4) 様式 6 研究費計画

- ・「2. 研究機関別の JST 委託研究費計画」の表について、各契約グループの年度別予算のみを記載する形式に変更しました。(p.161)

- ・「3. 相手国研究機関が措置する研究費計画(見込み)」に、相手国通貨のレート記載欄を追加しました。(p.161-162)

(5) 様式 7 機関長からの承諾書

- ・決裁番号を記載いただくよう変更しました。(p.163)

- ・研究期間中に研究代表者が定年退職等もしくは任期満了を迎える場合の注意事項を追記しま

した。(p.162)

今年度	(はい)とお答えになる場合、組織内で引き続き所属を有し研究実施体制を確保するための方策を明記してください。研究代表者の交代は不可です。 <u>もし競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について可能性があれば、PI 人件費実施方針を確認してください。</u>
前年度	(はい)とお答えになる場合、組織内で引き続き所属を有し研究実施体制を確保するための方策を明記してください。研究代表者の交代は不可です。

(6) 様式 9 提案に当たっての調整状況の確認

＜JICA 等との情報交換及び確認＞

- ・「プロジェクト実施の手引き」を確認し、経理・契約等事務方を含めてその内容を理解した上で応募しているか確認するため、設問 11 に追記しました。(p.166)

＜機材供与・技術提供＞

- ・再委託について設問 20～21 を修正・追加しました。(p.167)

＜不採択となった場合における課題形成調査の実施意向＞

- ・課題形成調査(FS)実施のため、設問 33 を追加しました。(p.170)